

職員の勤務時間とその他の勤務条件



■ 一般職員の勤務時間

一般職員の勤務時間および休憩時間は次のとおり です。

一週間の勤務時間	38 時間 45 分			
開始時刻	8:30			
終了時刻	17:15			
休憩時間	12:00 ~ 13:00			

※公務運営上の事情等により特別の形態によって勤務 する必要のある職員の勤務時間については, 各任命 権者が別に定めています。

■ 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残 日数は20日を限度として翌年に繰り越します。

平成 24 年 平均使用日数 9.1 日

■ 育児休業等

職員が3歳に満たない子 を養育するため、 当該子が 3歳に達する日まで、育児 のために休業等をすること が認められる制度です。平



成24年度の育児休業および部分休業の取得状況は 次のとおりです。

[単位:人]

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1 (0)	_
女性職員	26(16)	1 (0)
合 計	27(16)	1(0)

※()内は、取得者のうち平成23年度以前から平成24 年度にかけて、引き続き育児休業 (部分休業) を取 得している者の内数です。

職員の分限および懲戒処分の状況



■ 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の 故障の場合, またはその職に必要な適格性を欠く場 合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28 条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。 平成24年度中の分限処分の状況は、次のとおりです。

[単位:人]

職に必要な適格性を欠く場合 職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	_	_	_	_	0
刑事事件に関し起訴された場合	_	_	_	_	0
条例で定める事由による場合	_	_	_	_	0
合 計	0	0	14	0	14

■ 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義 務に違反しまたは職務を怠った場合、全体の奉仕者 たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務 員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職ま たは免職の処分をすることです。平成24年度中の 懲戒処分の状況は次のとおりです。

[単位:人]

処分の種類処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	_	_		_	0	
職務上の義務に違反しま たは職務を怠った場合	_	_	_	_	0	_
全体の奉仕者たるにふさ わしくない非行のあった 場合	_	_	_	_	0	_
合 計	0	0	0	0	0	0

研 修等の状況

内容

地方分権の推進および多様化する市民ニーズに的確に対応するため、政策の企画立案能力、法務能 力等を強化し,職員の資質や意識改革の向上を図ることが急務であることから分権型社会を担う人材 育成のため、庁内研修のほか山口県セミナーパークへの研修派遣等、各種研修を積極的に行っています。



市民サービスの向上と効率的な行財政運営を推進することを目的に、自己啓発の一環として職員 提案制度を設け、新たな視点からの提案を常時募集することにより、職員の創造的思考と改革意識 の高揚を図っています。



行政運営における経営資源として、人材の育成とその活用の重要性を再認識し、本格的な地方 分権社会に対応するため「山陽小野田市人材育成基本方針」を平成21年3月に公表しています。 市が求める新しい職員像を示し、市民から信頼される組織づくりを目指していきます。